

大泉町木造住宅耐震改修事業の実施について

大泉町木造住宅耐震改修事業補助金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

1 交付目的

地震発生時における木造住宅の倒壊等による災害を防止するため、大泉町耐震改修促進計画に基づき、木造住宅の耐震改修を行う者に対して当該耐震改修に係る費用の一部を補助することにより、地震に対する木造住宅の安全性の向上を図り、もって震災に強いまちづくりを推進することを目的とします。

2 内容

補助対象者	<p>次のいずれにも該当する個人とします。</p> <ol style="list-style-type: none">1 町内の対象木造住宅の所有者2 町税の滞納がない者 <p>※ 「対象木造住宅」とは、次のいずれにも該当するものとします。</p> <ol style="list-style-type: none">1 昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての住宅又は併用住宅で住宅部分の床面積が2分の1以上の木造住宅2 平屋建て又は2階建ての住宅3 在来軸組構法により建築された住宅4 耐震性に係る上部構造評点が1.0未満と診断された住宅
補助対象事業（補助対象となる耐震改修）	<p>対象木造住宅に係る耐震改修を行い、当該耐震改修後の耐震性に係る上部構造評点の耐震診断が1.0以上「倒壊しない又は一応倒壊しない」となった場合に補助を行います。この場合、耐震性の評価（耐震診断）は、一般社団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に規定する一般診断法又は精密診断法によるものとします。</p> <p>※ 耐震改修における設計者及び工事監理者は次のいずれかに掲げる者とします。</p> <ol style="list-style-type: none">1 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則に規定する木造住宅耐震診断資格者講習を修了している者2 群馬県が実施する木造住宅耐震診断技術者養成講習を修了している者3 一般社団法人群馬県建築士事務所協会から木造住宅耐震診断調査資格者の認定を受けている者4 一般社団法人群馬県木造住宅産業協会に木造住宅

	<p>耐震診断士の登録をしている者</p> <p>5 一般社団法人群馬県建築士会が行う「木造住宅の耐震診断と補強方法講習会」の受講を終了し、建築士事務所又は建設会社等に所属している者</p> <p>※ 耐震改修工事は、補助対象事業の認定を受けた日の属する年度の2月末までに完了しなければなりません。</p>
補助対象経費	補助対象事業に係る設計費、工事監理費及び工事費について補助を行います。
交付金額	<p>補助対象経費の3分の1以内の額で、100万円を限度とします。</p> <p>※ 交付金額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。</p>

3 交付手続

認定申請の方法	<p>補助対象事業を行おうとする人は、耐震改修工事に着手する前に、大泉町木造住宅耐震改修事業認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて申請してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 耐震改修事業概要書（様式第2号） 2 耐震改修工事設計図書（案内図、配置図、平面図、詳細図、現地の調査写真その他の関係資料） 3 耐震改修工事に係る部分に要する費用の見積書及び数量算定書（設計、工事監理費及び工事費） 4 対象木造住宅の耐震診断報告書及び耐震改修後の耐震診断報告書の写し 5 設計及び工事監理を行う者の資格を証明する書類の写し 6 建築確認通知書の写し（耐震改修工事により建築確認が必要な場合に限る。） 7 その他町長が必要と認めた書類
補助対象事業の認定時期等	提出された申請書類の審査を行い、適当であると認めるときは、大泉町木造住宅耐震改修事業認定通知書（様式第3号）により通知します。
認定事業の変更の方法	認定を受けた事業の変更をしようとするときは、遅滞なくその旨を大泉町木造住宅耐震改修事業変更申請書（様式第4号）に変更に係る書類を添えて申請し、承認を受けなければなりません。
変更の承認時期等	提出された申請書類の審査を行い、適当であると認めるときは、大泉町木造住宅耐震改修事業変更承認通知書（様式第5号）により申請者に通知します。

認定事業の取下げ	認定を受けた事業を中止しようとするときは、大泉町木造住宅耐震改修事業中止届（様式第6号）を提出しなければなりません。
完了報告書等の提出	<p>補助対象事業が完了したときは、当該補助対象事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助対象事業の認定を受けた日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、大泉町木造住宅耐震改修事業完了報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて申請してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大泉町木造住宅耐震改修事業実績書（様式第8号） 2 大泉町木造住宅耐震改修事業補助金交付決定申請書兼補助金支払請求書（様式第9号） 3 耐震改修に係る次の工事写真 <ol style="list-style-type: none"> (1) 工事箇所ごとの耐震改修工事の着工前、工事中及び完了後の写真 (2) 主要材料の形状、寸法及び仕様に係る材料写真 4 耐震改修工事に係る監理報告書の写し 5 補助対象経費に係る契約書及び領収書の写し 6 検査済証の写し（耐震改修工事により建築確認が必要な場合に限る。） 7 代理受領に係る委任状（耐震改修工事を行った事業者が補助金の受領を委任するときに限る。）（様式第10号） 8 その他町長が必要と認めた書類
補助金の交付時期等	提出された申請書類の審査を行い、適当であると認めるときは、大泉町木造住宅耐震改修事業補助金交付決定通知書兼補助金支払通知書（様式第11号）により通知し、補助金を交付します。
補助金の返還等	<p>補助認定者が次のいずれかに該当したときは、補助事業の認定を取り消します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 偽りその他不正な手段により補助認定者となったとき又は補助金の交付を受けたとき若しくは受けようとしたとき。 2 補助事業の認定の内容又はこれに付した条件その他法令等に違反したとき。 <p>また、既に補助金を交付しているときは、指定した期限までに、その全部または一部を返還しなければなりません。</p>
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1 補助対象者は、大泉町補助金等に関する規則及びこの要項に記載の事項を遵守しなければなりません。 2 耐震改修に関連しないリフォーム工事は補助の対象になりません。リフォーム工事を併せて行う場合は、見積書及び契約書は耐震改修工事と別に作成し

てください。

4 各種様式

申請書等の様式	<ol style="list-style-type: none">1 大泉町木造住宅耐震改修事業認定申請書（様式第1号）2 耐震改修事業概要書（様式第2号）3 大泉町木造住宅耐震改修事業変更申請書（様式第4号）4 大泉町木造住宅耐震改修事業中止届（様式第6号）5 大泉町木造住宅耐震改修事業完了報告書（様式第7号）6 耐震改修事業実績書（様式第8号）7 大泉町木造住宅耐震改修事業補助金交付決定申請書兼補助金支払請求書（様式第9号）8 大泉町木造住宅耐震改修補助事業補助金の代理受領に係る委任状（様式第10号） <p>※ 参考</p> <ol style="list-style-type: none">1 大泉町木造住宅耐震改修事業認定通知書（様式第3号）2 大泉町木造住宅耐震改修事業変更承認通知書（様式第5号）3 大泉町木造住宅耐震改修事業補助金交付決定通知書兼補助金支払通知書（様式第11号）
---------	--

5 事業期間

期 間	令和3年8月1日から
-----	------------

6 担当部署

大泉町都市整備課	電話 0276（63）3111
----------	-----------------